

令和6年度社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会事業計画



【基本方針】

令和6年度は、新年早々から能登半島地震が発生し、200名を超える死者や、1万4千人が避難し、まだまだ支援が必要な状況となっています。能登半島の立地は、三重県の地形、条件と酷似しているため、鳥羽市も今後の災害への備えをより強固なものにして行く事、また、災害が発生した時点でのBCP、災害ボランティアセンターの役割など、当会が今から災害発生に備え行政と検討事項を一つずつ解決していかなくてはならない年度になると考えています。

このような趨勢の中で当会といたしましては、災害への備え、現在の支援事業を充実させ、下記の項目を重点目標としたいと思います。

1. 地域住民、福祉関係者のつながりの再構築による多様な福祉課題への対応に取り組みます。
 2. 地域に住むさまざまな障害のある方、高齢者、要支援者に対する権利擁護の推進、自己決定へのサポートにかかる社協職員のソーシャルワーク力の向上。
 3. 地域防災、災害時要援護者への支援、災害ボランティアセンターの立ち上げに向けた学習と体制作り（BCPの作成と職員への周知）を進めます。
 4. 福祉教育の充実と地域への福祉啓発活動（教育機関、子育て支援室との連携）を行います。
 5. 当会の基盤体制作り（経営基盤、組織内連携）への全セクションをあげた仕組みづくり。
- 上記の重点目標を掲げながら、業務にあたりたいと考えます。

福祉を進めていく上で地域共生社会実現のための重層的な支援体制の構築の連携、役割の分担について行政、ボランティア、様々な関係機関との関係について見直しを行い事業展開を行います。

職員間でも連携を深め、様々な事業が連携する事、職員一人ひとりが、地域で福祉事業をしっかりと説明できる人作りを目指したいと思います。

また、SDGs 10「人や国の不平等をなくそう」の主旨から、鳥羽市にも外国籍の住民が増加しているため状況を調査し、支援についても検討をして行きたいと考えます。



《事業内容でSDGsの目標に対応する部分にSDGsアイコンを付けています。》

【重点事業】

すべての人に健康と福祉をめざして



- 1 第4期地域福祉活動計画作成に向けて
令和6年度より、第4期地域福祉活動計画を新たに作成し始めます。地域の声を聴き、支援がより身近な物になるよう、作成を進めて行きます。
(P. 6)
- 2 災害対策・支援
災害時要援護者支援の研修や講演会の開催、災害ボランティアセンター、事業継続計画（BCP）の研修・訓練を適宜行います。(P. 7～8)
- 3 重層的支援体制整備事業の推進
令和3年度から鳥羽市が行う重層的支援体制整備事業の実施において行政と連携し、鳥羽市の地域力の強化、複雑・複合的な課題を受け止め解決する体制の構築を行います。
①相談支援「ひだまりの断らない相談支援」として、障害相談支援事業所キ・ラ・ラ、暮らし相談支援センターとば、成年後見サポートセンターぬくもり、ひきこもりサポートさんぽみちが市と連携を行っていきます。また、②地域づくり支援として、地域力強化推進事業においてまちトークや総合相談（地域の居場所へのアウトリーチ事業）を行っていきます。③参加支援では、参加支援・ひきこもりサポート事業においてさんぽみちカフェや市営住宅を利用した居場所づくりや、交流体験・就労体験を行います。
(P. 8～10)
- 4 生活困窮者自立支援事業の充実
自立相談支援事業に基づき、必要に応じて就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業等により一人ひとりの自立に向けた支援を行っています。
(P. 9)
- 5 成年後見サポートセンター「ぬくもり」の業務の遂行
認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度に関する相談支援や情報提供を行っています。今年度から1名増員し、法人後見事業の充実も図って行きます。
(P. 10)

【主要事業計画】

1 法人運営関係

職場環境の整備や他機関と連携したメンタルヘルス対応など働きがいのある職場の創出を目指します。

また、クールビズや、ウォームビズなどによる光熱水費の節約、ペーパーレス化などによるリデュースの推進、紙資源のリサイクル推進等を通じて環境に配慮した取り組みを行います。



(1) 会議の開催

- ① 理事会（6月、3月、随時）

※ゆめばーの財産処分等が今年は議題となります。

- ② 評議員会（6月、3月、随時）
- ③ 監事会（6月、随時）

(2) 会員加入の促進及び基金の運用

- ① 会員加入の促進 7月～8月
- ② 福祉基金、ボランティア活動支援基金の効果的な運用、ボランティア活動支援基金においては、市内のボランティア団体等に周知啓発を図ります。

(3) 研修事業

職員の資質向上を目的に、地域福祉課題に即した研修や、法令遵守等に関する研修、新入職員研修等を開催し、職員の意識向上を図ります。

職員に対し、利用者の権利擁護、相談支援についての研修を開催します。

今年度は、委託元である市担当各課との連携を図り、その中でも市と共通の研修会の開催や、社会福祉について見識を高めます。

また、職員の人権意識をたかめるため、人権に関する講習会（ハラスメント等含む）を開催します。

(4) 広報活動の充実

- ① 広報紙「鳥羽市社協だより（福祉ウェブ）」の発行（年4回）
- ② ホームページの活用等により、地域住民へボランティア情報、福祉情報の広報活動の充実を図ります。SNS等を活用し広報を行います。

(5) 共同募金運動への協力

地域福祉事業の重要な財源である「赤い羽根共同募金運動」に積極的に取り組みます。市内事業所への理解を深めるため、募金の用途について分かりやすく説明を行います。

能登半島地震への義援金募集についても取り組み啓発、取り組みを行います。

- ⑥ TOBA ひだまりフェスタを開催し、地域で活躍する多様な団体・学校・地域住民等が地域共生社会の実現に向けて地域がつながりあえる機会を創ります。

- ・開催予定日 令和6年11月頃予定
- (8) TOBA ミライトークを活用した市議会議員との交流や、他団体との交流
(市政に社協の活動や事業内容を反映していただくため。)
- (7) 活動助成
 - ・ ボランティア団体活動助成
 - ・ 福祉協力校の活動助成 (市内小・中学校)
 - ・ 子ども広場 (町内会・自治会管理に限る。) 遊具設置助成
 - ・ 地域福祉推進員活動助成 ほか

11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



- (8) 地域公益活動 (みえ福祉の「わ」創造事業) への参画

三重県内の社会福祉法人の連携による地域公益活動に参画します。本事業は、既存の制度やサービスでは対応できない困りごとを支援するためのしくみづくりを行います。

生活困窮者を対象とした就職活動のための交通費助成、緊急時の食糧提供・物品の支援などを行います。

- (9) 公用車有料広告事業

当会の収益基盤の構築と、地元の活性化をめざし、当会の公用車に地元事業所のマグネットシートを作成し、事業広報するものです。継続して活動事業周知を図ります。

- (10) 衛生推進者を中心とした職員の健康管理、メンタルヘルスの向上

介護労働安定センターとの連携を行い職員のメンタルヘルス相談の定期的な開催、ヨガ、太極拳等で呼吸法を学び「からだを使って心を整える」方法も活用し職員が安心して働ける職場環境づくりを目指します。

2 地域福祉推進事業

3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



地域における福祉、生活ニーズを明らかにするとともに、その解決に向け公民協働により多様なサービスを総合的に提供できるよう協議し、推進して行きます。地域の相談については、生活相談、地域相談、権利擁護等、相談について職員一人ひとりが相談技法を学び、受け止めていけるような仕組みづくりを行います。

住民一人ひとりが住み慣れた地域社会において、心豊かに、安心して、自立した生活を営むことができるように支援を行います。

- (1) ボランティア活動の振興

① 児童生徒を対象としたボランティア教育

幼稚園や保育所、小学校、中学校、高校の児童生徒を対象に、ボランティア活動に対

する意識を高めるための教育を行うものです。

ボランティア団体や介護保険・障害福祉サービス事業所等の協力により福祉体験教室を開催します。また、福祉協力校連絡会議を開催し、教育現場での福祉教育を充実するため課題と現状の把握、支援を行います。

②地域福祉活動の支援者養成について

地域福祉活動支援者の養成講座を開催し、民生委員、地域福祉推進員、シルバーヘルパー、島内・船内介助員、ほっとスマイルサービス協力会員など様々な会員が交流しながら学びあえる場所作り等を進めていきます。

③地域・子ども食堂活動の振興

身近な地域で、子どもや高齢者・障がい者など地域住民の誰もが集い、安心して過ごせる居場所、交流できる拠点としてサロンの創設、サロン運営者の支援、当会がとば地域・子ども食堂ネットワークの事務局を担い地域・子ども食堂の活動を支援していきます。

(2) ほっとスマイルサービスの充実

10 人や国の不平等
をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを



買い物やゴミ出しの支援など、介護保険など公的サービスでは対応できない困りごとに対応するため、会員相互が気兼ねすることなく助け合う「ほっとスマイルサービス」の充実に努めます。地域ごとに協力会員の人数の格差があり、離島地区でもニーズが増えているため、離島内でのほっとスマイルサービスの周知も図ります。

新規会員の登録に対して地域でPRを行います。

(2月末現在 利用会員43名、協力会員29名)

(3) 地域福祉推進員の増員

地域福祉推進員は、身近な地域の中で福祉課題をかかえ、援助を必要とする方の立場に立って、地域社会・住み良いまちづくりの増進を目指すための推進役としての役割を担います。民生委員・児童委員の認知度に比べ地域福祉推進員は認知度が低いため、未設置地区につきましては引き続き、町内会長を始めとする役員の方達に支援内容を説明し設置ができるよう働きかけます。

(2月末現在 設置地区22地区32名)

今年は、支援者の人権意識を高めるため、市民課 人権・市民交流係との連携の中で、人権講習を開催し、支援者の人権意識を高めます。

(4) ふれあいいいききサロンの設置

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



民生委員、地域福祉推進員、老人クラブ、各サロンの担い手等と協力し、地域の高齢者や親子の見守りなど、小地域における住民福祉活動の拡充、仕組みづくりに努めます。またサロン運営者の質の向上を図ると共に、各サロンが自立的な運営が出来るように、行政や、介護保険サービス事業者連絡会やシルバーヘルパー（老人クラブ）等との連携

の調整や、サロン運営者の支援、養成などを定期的に行います。また、引き続きサロン未設置地区への働きかけを行い、ふれあいいきいきサロンの在り方についても見直しを行い、多世代交流ができるコミュニティサロン等居場所づくりをすすめていきます。

(2月現在 高齢者サロン35箇所、子育てサロン3箇所、多世代交流サロン2箇所)

(5) 第4期地域福祉活動計画作成に向けて 活動計画の進捗状況の確認

第3期計画の最終年度となるため、令和7年度から11年度までの「第4期鳥羽市地域福祉活動計画」を策定し、行政計画である「鳥羽市地域福祉計画」とともに、地域福祉を推進していきます。

今年度は、新たな計画策定委員体制を提案し、3期の反省を基に計画を策定します。

(6) 見守り元気事業の推進



民生委員、地域福祉推進員や地域包括支援センター等との連携のもと、高齢者や児童への虐待、悪徳商法被害、生活困窮者問題等、多様な課題を抱える個人・世帯の早期発見、社会的孤立の防止に向けた見守りや、支援についての研修を行います。また昨年度に引き続き今年度も鳥羽警察署をお招きして特殊詐欺被害について研修を行い見守り活動で啓発をしております。

様々な地域の住民が、見守りや、地域のつながりができるように、地域について考える地域アセスメントシートを作成整備し、地域の担い手の発掘を行います。

(7) 総合相談事業の実施

16 平和と公正を
すべての人に



① まるごと相談 (原則 月～金曜日休日等を除く。重層的支援体制整備事業)

社協職員が随時相談に対応し、地域の困りごとや、介護・育児・障がい・ひきこもりなど複数の課題に関する相談を受け、必要に応じて関連機関につなぐこととします。

② 法律相談 (原則 毎月第4木曜日)

楠井法律事務所と連携しながら総合的な法律相談を実施します。

③ 司法書士相談 (原則 奇数月第2木曜日)

司法書士による相続、悪徳商法、架空請求等に関する相談を実施します。

(8) 市内福祉事業所の連携の強化

11 住み続けられる
まちづくりを

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

13 気候変動に
具体的な対策を



介護保険サービス事業者連絡会と、鳥羽市地域自立支援協議会障がい者福祉事業所

部会では、各事業所が連携し、サービスの質の向上、地域の福祉課題を話し合い解決するため活動しています。鳥羽市地域自立支援協議会障がい者福祉事業所部会では、障がい者の就労、支援の場所をアピールし、障がい者の就労場所の開拓について検討して行きます。今年度は、能登半島地震を受け、災害時のBCPや災害時の避難等についても検討して行きます。また、離島の介護課題について当会と連携して課題解決のための会議を開催します。

(9) 地域福祉講演会の開催（年1回）

4 質の高い教育を
みんなに



11 住み続けられる
まちづくりを



令和6年度も、地域共生社会づくりについて啓発を行い、地域の支援を必要とする方の課題について地域の現状報告を含めた講演会を開催します。

(10) 防災活動・災害支援事業の実施（災害対策・支援）

11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



地域での災害に備えて、防災ボランティア養成講座を引き続き開催し、自助、共助の気運を高めていきます。（2月末現在、20名の災害ボランティアの登録があります。）

当会がスムーズに災害支援ができるようにBCPの観点から、ひだまりが被災した場合の職員参集場所の明確化、BCPに基づく職員研修や防災訓練を行います。

- ・実際の災害に備えて災害ボランティアセンター拠点として「保健福祉センターひだまり」、昨年に引き続き「鳥羽志勢クリーンセンター」での災害シミュレーションと訓練を行います。（昨年度の訓練の反省に対して市と協議します。）
- ・鳥羽市障害者互助会と連携し、「防災デイキャンプ」を開催します。
- ・町内や学校においての避難行動要支援者（子どもや、障がい者）を交えた避難訓練、防災タウンウォッチング等の開催支援を行います。
- ・災害ボランティア養成講座を実施します。（年1回程度実施予定）
- ・能登半島地震へ当会から県社協を通じて人的支援派遣を行います。
- ・県社協、南勢志摩ブロック社協災害時広域連携協議会主催による災害ボランティア受け入れや、支援活動等についての会議、講習会に参加します。

(11) フクシル（福祉いどばた会議）の開催

市内の学校や集会所等に出向き、福祉に関する講演、体験学習、レクリエーション指導、対話集会等を行います。学校からのフクシルの依頼は年々増えています。また、各種ボランティア団体、鳥羽市介護保険サービス事業者連絡会、鳥羽市地域自立支援協議会障がい者福祉事業所部会等との連携や行政の出前トーク事業と連携し、地域住民の福祉ニーズに対する学習応えられるよう対応して行きます。

(12) 地域力強化推進事業の実施（重層的支援体制整備事業）

地域に住む住民が、主体的に地域生活課題を把握し、解決できる力をはぐくむことを目的に、事業を実施します。地域福祉ニーズに対して社会福祉資源の開発、連携をはかり、地域貢献活動が行われるよう地域のネットワーク化を図ります。



①総合相談窓口の開設

「住民に身近な圏域」において地域住民等が地域生活課題の解決ができ、かつ地域生活課題に関する相談を受け止める体制を整備することにより、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ります。

② 地域福祉懇談会（まちトーク）の開催

各自治会・町内会で小地域における福祉コミュニティの構築、福祉課題の抽出を行うため、地域福祉懇談会を開催し、自分達で地域福祉課題解決を行うための仕組み作りについての話し合いの場づくりを継続して行います。

今年度より、該当地区の福祉事業所等にも声をかけ、まちトークに参加していただきます。

③地域アセスメントシート（まちのカルテ）の更新

作成した46地区のまちのカルテを更新します。当事業のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が地域に入り、地域活動を行っている個人や、団体等の人的支援や、地域資源の情報を整理し、見える化を行い、住民だけでなく他地域の方にも参考になるような冊子に更新し、地域福祉に参加しやすくなるツールとして活用していただきます。また、作成したまちのカルテは、毎年情報更新を行い、情報を必要としている人に発信していき、地域の方や団体等がつながり、地域づくりを行っていただけるよう支援をします。

④ マイノリティへの支援と社会参加の推進、少数課題への対応

鳥羽市に住む外国人に対しての生活困窮支援、外国人を対象にしたふれあいサロンの創設、また外国籍の方の支援や、交流のプログラムを検討し、多文化の共生について、地域住民の理解を図ります。(市民課、鳥羽国際交流協会との連携)

フードパントリー等においても対象となりうるよう、市内の状況を把握し、情報を発信できる仕組みを検討します。(市民課との連携)。地域福祉活動計画の聞き取りにおいても外国人住民の増加(令和2年～現在までに100名上の増加)、地域のふれあいのニーズがあるため、聞き取りを行い、ニーズの集約を行います。

また、地域から近年動物の多頭飼育問題などが上がってきています。生命について地域の方々に考えていただき、LGBTQ+や、動物愛護について等をフクシルを通じて子ども達へも啓発を行います。

⑤ 市内福祉協力校コミュニティスクール（学校運営協議会）への支援

地域支援の観点と、子ども達への福祉力の醸成、地域交流を推進する事についてよ

り強化するため、今年度は、4校に対して会議に参加し、運営協力を行います。

3 福祉サービス利用支援事業

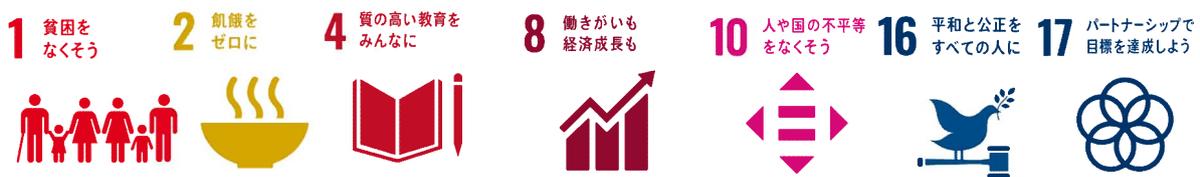
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

本事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方に、地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行っています。今年度も利用者の増加に対応するため生活支援員の確保に努め、研修会を開催しサービス内容や資質の向上に努めます。

（2月末現在 利用契約者26名）

4 生活困窮者対策事業

地域の貧困課題を考え、地域で取り組み、行政や、地域と連携しながら相談に寄り添い伴走型の支援を行います。



(1) 生活困窮者自立支援事業（暮らし相談支援センターとば 重層的支援体制整備事業）

自立相談支援事業に基づき、必要に応じて就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業等により一人ひとりの自立に向けた支援を行っています。（2月現在新規相談受付件数41件 プラン数20件）実績と評価に基づき支援体制の整備や、社会資源の開発・地域づくりに努め相談支援業務を更にすすめていきます。

生活困窮世帯や就学援助世帯等の子どもを対象に、学習の支援を通じ、子どもの能力を伸ばし、社会で自立していく力を身につけ、貧困の連鎖を防止することを目的とした学習支援事業を実施しています。ボランティアの数が不足しているため、募集を図り、指導の質を高めて行きます。

また、その中で無料職業紹介事業も活用し、生活困窮者への就労支援を通して自立した生活への支援を行います。（2月末現在 なし）

市内在住の外国人に対してもアンテナを広げ、必要な方には支援を行います。

(2) 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付を実施しています。今年度は本則の生活福祉資金の貸付・償還相談に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和4年度以前に特例貸付を利用した方に対し、償還状況の把握や償還指導を行いました。

（2月末現在 延べ貸付相談 29件 貸付申請総数 3件）

(3) 法外援護資金等貸付事業

(4) 一時生活支援事業

市内の市営住宅の一室（令和5年度より2室へ増室）を借り上げ、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の方に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供と、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資を貸与又は提供し、生活困窮者自立相談支援事業による相談支援、生活指導等を行うことにより生活困窮者の自立を支援し、生活の再建を図ります。

- 5 参加支援・ひきこもりサポート事業「さんぽみち」の運営（重層的支援体制整備事業）
鳥羽市内のひきこもりの方（学校や職場などの社会職場参加を回避し、家庭にとどまり続けている状態の方々）に対し、社会との接点を作り、支えあう仕組みづくりを構築します。（2月末現在新規相談受付件数6件）



- (1) 地域のひきこもりの方の発見と、支え合いの場所の創設を行います。
- (2) 若年者の支援、高校や大学の中退、会社からドロップアウトした方などのケースが上がってきたり、現状がみえにくいところがあります。教育関係機関と連携し、社会参加の場所や、サロンの創設を行います。居場所づくりとしてさんぽみちカフェ（令和3年度～）、裏萩山さんぽみちカフェとさんぽみち家族の会（ともに令和4年度～）、ZOOMを利用して集う、さんぽみちEルーム（令和4年度～）を実施しています。
上記の居場所を令和6年度も継続していくとともに、ひだまりのラウンジを利用した、さんぽみちラウンジカフェ（仮称）の実施を企画しています。
- (3) ひきこもりに対する啓発を行うと共に、支援に地域住民の協力が得られるよう事業を行うために、ひきこもりサポーター養成講座を開催し、ひきこもりサポーターの養成と登録を行います。またいじめによるひきこもりを予防するため、市内の福祉協力校を対象にいじめ予防授業を年に3回程度開催し、いじめによる不登校が原因となり、ひきこもりに至るケースを減らして行きたいと考えます。弁護士に講師を依頼し、人権や法律の観点からもお話しをしていただく予定です。

- 6 成年後見サポートセンター「ぬくもり」の運営、法人後見（重層的支援体制整備事業）
令和3年10月より鳥羽市から事業を受託し、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度に関する相談支援や情報提供を行っています。

また、法人後見事業として裁判所から後見人等就任依頼があった場合は法人として後見人等を受任し、成年後見制度の受け皿としての機能も果たしています。6年度は、法人後見事業のため1名の人員配置を行い、事業の充実を図っていきます。

7 在宅福祉サービス事業

(1) 無料マッサージ事業の実施

視覚障害者福祉会等との連携を図り、高齢者の健康維持・増進を図るため、マッサージ奉仕事業を行います。（福祉会会員の状況、ウィルス等の感染症蔓延状況を勘案し、開催します。）

(2) 趣味創作型デイサービスの実施（しおさい）

介護予防施設しおさいは、神島地区の福祉の要となるため、しおさい運営委員会を定期的に開催し、デイサービスの運営だけではなく、介護予防、地域住民の福祉ニーズの

把握に努めます。また、介護予防の側面から、地域の方の更なる参加についてPRを図ります。

(3) 離島通所サービス利用者支援事業の円滑な運営

(4) 介護保険事業・障害福祉サービス事業

利用者や家族のニーズに応え、支援を行うことができるよう、効率的・効果的な経営に努めます。また、法令・規則を厳格に遵守し、従事者の知識・技術向上に日々取り組み良質なサービスの供給に努めます。

① 介護保険事業

・ 居宅介護支援事業

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。1名体制にて事業を運営し、離島を中心に支援を行い、利用者的人数を増やして行きます。

(令和6年2月末現在の利用者数 要支援 5名、要介護 27名)

・ 訪問入浴事業（介護予防訪問入浴事業）

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指して実施されます。看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。離島の方を中心にサービス提供を行います。島内での介助員確保について検討し、効率化を図ります。(令和6年2月末現在の利用者数 2名)

② 障害福祉サービス事業

- ・ 鳥羽市より基幹型相談支援センター事業を受託し、総合的な障がい者の相談支援事業の在り方について行政と検討しながら事業展開を行います。

(重層的支援体制整備事業)

・ 指定特定相談支援事業

障がいのある方が住み慣れた地域の中で安心して、その人らしく生活できるようお手伝いします。福祉サービスの紹介や調整・サービス等利用計画の作成・各種申請のお手伝いやその他の必要な情報の提供等を行っていきます。

・ 日中一時支援事業（市受託事業）

障がいのある子どもたちの日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。子どもたちが好きな遊びを選択し、思い思いに放課後の時間を過ごせるように支援して行きます。

(利用者が微増しているため、今後の活動の在り方、場所について検討して行きます。)

・ 障がい訪問入浴事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の健康及び衛生の保持を図り、身体障がい者とその家族の福祉向上に資することを目的とし支援して行きます。

8 その他の事業

- ・ 介護用品・レクリエーション用具等無料貸出事業
- ・ 共同募金配分事業の実施

9 民生委員児童委員活動について

民生委員・児童委員につきましては定数56名のところ、令和6年2月現在42名と定数割れをしており、地域支援が難しい状況です。不在地区におきましては鳥羽市生活支援係と連携を取りながら町内会長に働きかけをおこないます。

一部の民生委員につきましては、タブレットを導入しICT化して対応しています。(活動報告書の提出、行事案内の通知等) 就労している民生委員の負担にならないような活動を今後も検討してまいります。

今年度の民生委員活動の重点目標は、昨年引き続き「防犯活動」「特殊詐欺犯罪への注意喚起」を取り組みの柱とし活動して行きます。